

令和6年度補正予算 県産小麦・大豆供給力強化事業
(国事業名：麦・大豆生産技術向上事業)

麦・大豆の生産拡大に向けた団地化の推進や営農技術・機械の導入により、生産性向上を図る産地の取組をソフト、ハードの両面から支援します。

1. 支援対象

- (1) 対象ほ場 : 水田及び畑地
- (2) 対象作物 : 小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆
(種子用を含む)
- (3) 事業実施主体 : 農業者の組織する団体※、市町農業再生協議会
※ 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上）をいう）5名以上
- (4) 主な採択要件 :
 - ① 国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、産地と実需が連携して麦・大豆国産化プランが策定されていること。
 - ② 生産拡大・生産性向上につながる成果目標※を定めていること。
※ 実施要領に規定する複数の目標の中から選択
 - ③ 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。

2. 支援の内容（「事業実施計画」のポイント上位者から採択）

- (1) 生産性向上の推進
団地化の推進等に必要な話し合い、ほ場の簡易な改修・点検、ほ場地図のデジタル化等に要する費用を実費で支援します。

【対象となる経費】

試行的団地拡大に要する経費（地代等）、ほ場状況の把握等に要する経費（日当等）、技術習得等の研修に要する経費、農業コンサルタント等への相談に要する経費、団地化に必要なほ場改修・点検に要する経費、等

【支援の上限額】

事業実施主体の作付面積	上限額
50ha未満	100万円
50ha以上150ha未満	200万円
150ha以上	300万円



麦・大豆の団地化に向けた話し合い

2. 支援の内容（続き）

（2）新たな営農技術等の導入（補助率：定額）

生産性向上や需要に応じた生産に向け、①～⑬による技術や品種等を導入する場合、10,000円/10a以内で定額支援※します。

※ ①～⑬の取組について複数選択する場合、10,000円/10aを上限として定額支援します。

- ① **湿害対策技術の導入** ※最大2つまで選択できます ： 2,000円/10a
弾丸暗渠施工、心土破碎、深耕等によるほ場の排水性を改善する技術。
- ② **高度湿害対策技術の導入** ： 3,000円/10a
無材穿孔暗渠、有材補助暗渠によるほ場の排水性を改善する技術。
- ③ **効率的播種技術等の導入** ： 5,000円/10a
耕うん同時畝立て播種、小明渠浅耕播種、狭畦密植栽培技術。
- ④ **先進技術の導入** ： 10,000円/10a
高速畝立て播種技術、カットブレーカーによる幅広型心土破碎。
- ⑤ **土壌診断に基づく土づくり** ： 3,000円/10a
単収や品質向上のための土壌診断に基づく有機物資材や酸度矯正資材の施用。
- ⑥ **麦種に応じた最適な施肥の実施** ： 3,000円/10a
麦の単収・品質の安定化に向けた麦種に応じた施肥配分や施肥方法の見直し。
※実需者の求める高品質な小麦生産に取り組む場合は6,000円/10a
- ⑦-1 **需要に応じた品種転換** ： 7,500円/10a
播種前に実需者と売買契約を締結し、需要のある品種、収量性・加工適性に優れる品種への転換。
- ⑦-2 **大豆極多収品種の導入** ： 10,000円/10a
大豆極多収品種の導入・転換に取り組む。
- ⑧ **化学肥料の低減** ： 1,000円/10a
化学肥料の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上低減。
- ⑨ **化学農薬の低減** ： 1,000円/10a
化学農薬の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上低減。
- ⑩ **スマート農業技術の活用による生産の高度化・省力化** ： 5,000円/10a
ドローンによる農薬・肥料散布、収量コンバインによる収穫、センシングに基づく可変施肥等による生産の高度化・省力化。
- ⑪ **麦・大豆の新規作付** ： 7,500円/10a
新たに麦・大豆の生産に取り組む。
- ⑫ **複数年契約の導入** ： 1,500円/10a
播種前に実需者等と複数年の売買契約を締結、安定供給体制の構築に取り組む。
- ⑬ **農地の均平化** ： 5,000円/10a
レーザーレベラーやGPSレベラー等を用いて農地の均平化に取り組む。

2. 支援の内容（続き）

（3）機械・施設の導入（補助率：1/2以内）

生産性向上や効率化に必要な機械・施設※の導入、リース導入※※及び改良を支援します。

※：対象となる機械・施設は50万円以上5,000万円未満（5,000万円以上の農業機械の導入に係る補助の上限は、当該機械ごとの受益面積1haにつき37.5万円）

※※：リース期間は2年以上で法定耐用年数以内の物

【対象となる機械・施設】

高速播種機、農業用ドローン、コンバイン、乾燥調製施設（乾燥機、色彩選別機）、ブロードキャスター、サブソイラー、ボトムプラウ及びこれらの作業機械を牽引するために必要なトラクターなど

3. 事業実施のイメージ

事業実施主体は、事業実施の翌々年度※を目標とする地域での麦・大豆の生産性（作付面積、単収等）や団地化率の向上、生産コストや労働時間についての成果目標を定め、その実現に向けた取組として、生産性向上の推進や営農技術等の導入、機械・施設の導入等を行うことで補助金が交付されます。

【成果目標】

（1）水田の麦・大豆

- ① 作付面積の拡大
- ② 単収の増加
- ③ 生産コストの削減

機械・施設導入に取り組む場合は、以下の④～⑧からも選択可能

- ④ 団地化率の向上
- ⑤ 団地化面積の向上（現状の団地化率が80%を超えている場合に選択可能）
- ⑥ スマート農業技術導入の割合の増加
- ⑦ 需要に応じた品種転換（実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可能）
- ⑧ 労働時間の削減

（2）畑地の麦・大豆

- ① 作付面積の拡大（大豆のみ選択可）
- ② 単収の増加
- ③ 生産コストの削減

機械・施設導入に取り組む場合は、以下の④～⑥からも選択可能

- ④ スマート農業技術導入の割合の増加
- ⑤ 需要に応じた品種転換（実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可能）
- ⑥ 労働時間の削減

※麦・大豆の種子に取り組む場合の成果目標は別途設定されています。

4. 事業採択までの流れ

【事前準備】

本事業を要望する団体等は、市町の農政担当窓口にご相談の上、事業要件を満たすことなどを確認し、成果目標や事業実施内容を事業要望としてまとめ、市町へ提出します。

(手続きの流れ：事業実施主体 → 市町 → 県 → 国)

【事業の採択】

国は、事業実施主体毎の事業要望の内容に対してポイント付けを行い、予算の範囲でポイント上位順から事業要望を採択します。

採択後に事業実施の具体的な申請手続きをしていただきます。

【ポイント付けの一例】



5. お問い合わせ・申請方法について

【お問い合わせについて】

本事業への要望をお考えの団体等におかれましては、市役所・町役場の農政担当の窓口、又は下記の県窓口へ御相談ください。

【事業要望の提出方法】

本事業の申請先は市役所・町役場の農政担当の窓口となります。

現在（R7.7.30時点）、要望調査を実施中ですので、事業要望の提出期限や、提出に必要な様式などは、市役所・町役場の農政担当の窓口へお問い合わせください。

記

○栃木県農政部生産振興課	☎ 028-623-2326
○河内農業振興事務所企画振興部	☎ 028-626-3063
○上都賀農業振興事務所企画振興部	☎ 0289-62-5236
○芳賀農業振興事務所企画振興部	☎ 0285-82-4720
○下都賀農業振興事務所企画振興部	☎ 0282-23-3425
○塩谷南那須農業振興事務所企画振興部	☎ 0287-43-1252
○那須農業振興事務所企画振興部	☎ 0287-23-2151
○安足農業振興事務所企画振興部	☎ 0283-23-1455